

再意見書

平成 21 年 9 月 8 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目19番2号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
えべ つとむ
代表取締役社長 江部 努

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集（2009 年度）の再意見の募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

再意見提出者 東日本電信電話株式会社

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>現在指定を受けている第一種指定電気通信設備に関しては、NTT 東西殿がそのボトルネック性が失われたことを挙証しない限り、それと一体として設置される電気通信設備も含め指定が継続されることが必要不可欠です。</p> <p>特に、地域IP網、光アクセス回線については、依然として他事業者にとって実質的に代替性の無いボトルネック設備であるという状況に何ら変わりはないため、引き続き第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。</p> <p>また、NTT-NGN、光IP 電話用ルータについては、昨年度より新たに指定対象とされたばかりであり、従来の考え方を変更する事情もないことから、第一種指定電気通信設備としての指定を継続すべきと考えます。</p>	<p>先般の当社意見で述べたとおり、当社のNGN、地域IP網及びひかり電話網等のIP通信網については、ボトルネック性がないことから、早急に指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)世界で最も徹底したオープン化を図ってきた結果、他事業者は当社と同等の条件で独自にIP通信網を構築できる環境が十分整っており、現に他事業者は独自のIP通信網を既に構築していることから、当社のNGNをはじめとするIP通信網にボトルネック性はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他事業者が自前の設備を使って独自のIP通信網を構築できるよう、当社は中継ダークファイバや局舎コロケーションといった「素材」を最大限提供しており、他事業者の利用実績も増加しています。 <p>中継ダークファイバの提供実績：</p> <p>151 事業者、2,986 区間、約 4.6 万芯(2007 年 3 月末) ⇒157 事業者、3,289 区間、約 5.2 万芯(2009 年 3 月末)</p> <p>局舎コロケーションの提供実績：</p> <p>127 事業者、1,884 ビル、約 4.5 万架(2007 年 3 月末) ⇒121 事業者、1,996 ビル、約 4.8 万架(2009 年 3 月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、年々多様化する他事業者からの新しい要望等に対応するため、接続メニューの多様化、手続きの迅速化、情報開示の充実等を通じて、市場拡大・サービス競争の促進に寄与しています。
イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>指定の対象設備について、現行維持が必要と考えます。特に地域IP網・ひかり電話網・NGNや加入DF等は、NWのIP化が急速に進んでいる現状においてまさに不可欠な設備となっており、現在の指定の対象設備は今後も日本における通信サービスの根幹を担うものと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>(2) 競争が進展しているブロードバンド市場において、当社のIP通信網(NGNを含む)を規制する理由はないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定ブロードバンド市場における、当社のシェア(2009年3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されており、その結果、我が国では、光サービスが世界に先駆けて普及する等、世界で最も低廉で高速なブロードバンドサービス環境が実現しています。 <p>(3) 諸外国においてもNGNを含むIP通信網を規制している例はないこと。</p> <p>なお、個別の設備に関する当社の意見は以下のとおりです。</p> <p>【NGN】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロードバンド市場においては、他事業者が当社の固定電話と接続して中継電話サービスを提供していた時代とは異なり、他事業者は当社のNGNに依存することなく、エンドユーザを獲得する競争構造となっていること。 ・現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2009年3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されていること。 ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は、双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、当社のNGNのみを指定とする理由とはならないこと。

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>【地域IP網】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・先述のとおり、現に他事業者は、独自に構築したIP通信網を用いて、当社に匹敵するブロードバンドユーザを獲得しており、ブロードバンド市場における当社のシェア(2009年3月末)は53%、特に首都圏では47%と熾烈な競争が展開されていること。 ・当社の場合、ISPフリーのオープン型モデルを採用し、数多くのISP事業者と公平に接続しており、今後もオープンなネットワークとして相互接続性の確保を図っていく考えであること。また、ISP事業者は、当社が提供するアクセス網だけでなく、他事業者の提供するアクセス網を利用してサービスを提供されており、自由にアクセス網を選択できる状況にあること。 <p>【ひかり電話網】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれエンドユーザを抱える独立したネットワーク間の接続は双方の事業者にとって事業展開上不可欠であり、ひかり電話網のみを指定とする理由とはならないこと。 ・NTT東西の加入電話やISDN以外の直収電話、OAB～J IP電話、CATV電話、050IP電話の合計に占めるNTT東西のOAB～J IP電話シェアは30%(東西計:2009年3月末)に過ぎないこと。 ・更に携帯電話を含めたシェアで見れば、ひかり電話のシェアは6%であり、ソフトバンクモバイル殿が2000万番号を超えている中で、ひかり電話は788万番号(東西計:2009年3月末)に過ぎないこと。

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>今年度においても、考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方が継続されるべきと考えます。</p> <p>また、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法についても、従来の方考え方を変更する事情がないことから、メタル・光ファイバを区別せず、固定通信事業において加入者回線総数の50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備並びに当該設備と一体として設置される設備をボトルネック設備に指定するとしている現行の方式を引き続き採用すべきと考えます。</p>	<p>先般の当社意見で述べたとおり、指定電気通信設備規制(ボトルネック規制)の根幹となる端末系伝送路設備のうち、加入者光ファイバについては、はじめから競争下で構築されてきており、ボトルネック性はなく、既存のメタル回線とは市場環境や競争状況等が以下のとおり異なっていることから、メタル回線と競争下で敷設される光ファイバ回線の規制を区分し、加入者光ファイバについては指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線路敷設基盤は既に開放済であり、他事業者が光ファイバ等を自前敷設できる環境は十分整備されていること。また、電柱については、より使い易い高さを利用できるよう改善し、その手続きも簡便なものに見直してきており、他事業者が光ファイバを自前設置できる環境は更に整備されてきていること。 ・現に他事業者も当該線路敷設基盤を利用して光ファイバ等を自前で敷設しサービスを提供しており、KDDI殿や電力系事業者は相当量の設備を保有していること。 ・線路敷設基盤を有していないCATV事業者も、当社や電力会社の線路敷設基盤を利用して、2,986万世帯(東西エリア計:2008年3月。再送信のみを含む)に自前のCATV回線を敷設していること。 ・KDDI殿、ソフトバンク殿が有する財務力、顧客基盤を用いれば、光ファイバを敷設しサービスを提供することは十分可能であること。 ・光ファイバについては、諸外国においても非規制になっていること。
イー・アクセス 株式会社 イー・モバイル 株式会社	<p>また、端末系伝送路設備の種別(メタル・光)については、昨年度の検証結果の考え方6にて示された内容において変化した状況はないと考えられるため、引き続き種別を区別せずに指定することが必要と考えます。(※2)</p> <p>参照:※2 平成21年2月 総務省資料「競争セーフガード制度の運用に関する意見及びその考え方」考え方6</p> <p>「①共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、②既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、③実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること等にかんがみれば、合理性があると認められる」</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>なお、昨年度の検証では、メタル回線と光ファイバ回線は、</p> <p>(1)共に利用者から見て代替性の高いブロードバンドサービスの提供に用いられていること、</p> <p>(2)既存の電柱・管路等の共通の線路敷設基盤の上に敷設されていること、</p> <p>(3)実態としてNTT東西はメタル回線を光ファイバ回線に更新する際のコスト・手続の両面において優位性を有していること、</p> <p>から、メタルと光を区別せずに指定を行うこととされております。</p> <p>しかしながら、こうした理由は、以下の観点から、メタルと光を区別せずに指定を行う合理的な理由にはならないと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メタル回線(DSLサービス)と光ファイバ(光サービス)との間でサービスの代替性があることと、設備のボトルネック性とは直接関係がないこと。 ・電柱・管路等の線路敷設基盤は、徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば、光ファイバを自前敷設することが可能であること。 ・当社は、メタル回線とは別に光ファイバを重畳的に敷設しており、メタル回線を保有していることで他事業者よりも安く光ファイバを敷設できるわけではないため、当社にコスト面での優位性もないこと。また、他事業者も計画的に光ファイバを敷設することにより、個々のお客様からの申込みに対して当社と同等の期間でサービス提供することは可能となっており、当社に手続面での優位性はないこと。

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>本年7月21日に公表された「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について報告書案」において、「NTT東・西の設置する戸建て向け屋内配線は、一種指定設備に該当すると整理することが適当」との考え方が示されていますが、マンション向け屋内配線についても同様に一種指定設備として整理して頂きたいと考えます。</p>	<p>先般の当社意見で述べたとおり、屋内配線には、以下の観点から、ボトルネック性はなく、戸建て・マンション向けを問わず、第一種指定電気通信設備に該当しないと考えます。</p> <p>(1)屋内配線は、お客様の宅内に設置される設備であり、誰もが自由に設置できる設備であること。</p> <p>(2)現に、FTTHサービス等で利用されている屋内配線には、メタルケーブル、光ケーブル、同軸ケーブル、宅内無線、高速電力線通信(PLC)等、多様な形態があるほか、その設置主体も、お客様ご自身やビル・マンションオーナー、通信事業者、放送事業者(CATV事業者)等、様々であること。</p> <p>(3)また、屋内配線の設置工事は、工事担任者の資格があれば、誰でも実施可能であり、現に多数の工事会社があること。実際、当社がお客様から依頼された屋内配線工事も工事会社に委託して実施しており、他事業者におかれても同様に実施することが可能であり、現に実施していること。</p> <p>また、当社は、既に他事業者の屋内配線の貸出し要望にお応えし、屋内配線の貸出しを実施しており、第一種指定電気通信設備として規制する必要はないと考えます。</p> <p>なお、仮に、今回NTT東西の屋内配線を第一種指定電気通信設備に該当すると整理する場合には、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申案(2009年8月6日公表)に記載のとおり、具体的な接続条件の設定にあたっては、屋内配線がお客様宅内にあり、お客様の支配下にあることから、屋内配線の撤去等お客様の意向に従わざるを得ないという</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>また、屋内配線の転用ルールの整備に当たっては、戸建て向け及びマンション向けの屋内配線とも、関係事業者間で速やかに協議し内容を整理することとされており、ビジネススペースの協議を基に接続約款の具体的内容が定められることとなっておりますが、利用者利便の向上や二重投資による国民的不経済を回避するためにも、早期に転用ルールが整備されるよう具体的期限を定める等の措置を検討して頂きたいと考えます。</p>	<p>点についても留意することが必要であると考えます。</p> <p>屋内配線は、先述したとおり、提供形態や設置主体が様々であり、事業者によって仕様や工法も異なっていることから、接続ルールとして全事業者を対象にした統一的・画一的なルールの整備は困難であると考えます。</p> <p>また、現在、当社の屋内配線の転用をご要望されているのはKDDI殿だけであり、他の電力事業者やCATV事業者からはご要望をいただけていない状況です。</p> <p>したがって、屋内配線の転用については、実際に転用を要望されているKDDI殿との間で、お客様の意向を踏まえながら、柔軟かつ具体的な実現方法等を個別に調整することが現実的であると考えます。</p> <p>また、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申案(2009年8月6日公表)に記載のとおり、相互に屋内配線を転用できることが重要であり、そのためには、KDDI殿においても、当社の屋内配線と同等の仕様・施工レベルでの屋内配線の敷設や、光コンセント化を推進していただくとともに、その転用手続きや料金等の提供条件についても当社と同等としていただくことにより、当社の屋内配線だけが一方的に転用されるのではなく、実質的に相互に利用できるようにしていただく必要があります。</p> <p>したがって、仮に、当社に対して具体的期限を定める等の措置を講じるものであれば、KDDI殿に対しても、同様の措置を講じていただきたいと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>今年度においても、考え方に変更を加えるべき状況の変化は認められないことから、ネガティブリスト方式の採用と端末系伝送路設備の種別(メタル・光)を区別せずに第一種指定電気通信設備の指定を行うといった現行の考え方が継続されるべきと考えます。</p> <p>また、ボトルネック性の有無を判断する基準として用いられている加入者回線シェアの計算方法についても、従来の方を変更する事情がないことから、メタル・光ファイバを区別せず、固定通信事業において加入者回線総数の50%を超える加入者回線を有する者に対し、当該設備並びに当該設備と一体として設置される設備をボトルネック設備に指定するとしている現行の方式を引き続き採用すべきと考えます。</p>	<p>先般の当社意見で述べたとおり、現行制度の下においては、NTT東西のほぼ全ての県内電気通信設備が、ボトルネック性の有無についての十分な検証がされないままに、ボトルネック性を有するとの蓋然性があるという理由で、原則として全て指定電気通信設備とされるネガティブリスト方式が採用されておりますが、本来、規制の対象となる設備は、行政当局が個別に不可欠性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p> <p>なお、昨年度の検証において「ポジティブリスト方式に変更した場合、ボトルネック性を有する設備であるにもかかわらず一定期間指定されない場合が生じ得るため、電気通信市場の健全な発達が損なわれる可能性がある」とされておりますが、新たに導入する設備が不可欠性を有することになるかどうかは、導入当初では判断できないはずであり、むしろ現に指定されているルータ等の局内装置は、他事業者が自ら設置し、当社の局内装置を利用するケースはほとんど皆無であることを踏まえれば、不可欠性を有することになる蓋然性は極めて低いと考えます。</p> <p>それにもかかわらず、新たに導入する設備をすべて指定電気通信設備の対象とする現行の指定方法は、「必要以上の設備を指定電気通信設備として指定することは回避されなければならない」とする「コロケーションルールの見直し等に係る接続ルールの整備について」答申(2007年3月30日公表)の趣旨にも反していると考えます。</p> <p>加えて、昨年度の検証において「現時点においても、ネガティブリスト方式の採用がNTT東西による迅速なサービス提供等に対し重大な支障となっているという事実は認められない」とされており</p>
イー・アクセス 株式会社 イー・モバイル 株式会社	<p>・ネガティブリスト方式の現行維持が必要と考えます。ポジティブリスト方式を採用した場合、それによって接続事業者がボトルネック設備を用いた新たなサービスを迅速に提供できない可能性があります。その場合、日本の通信市場の発展に支障をきたすばかりでなく、NTT東西殿のみが先行してボトルネック設備を用いた新たなサービスを開始するなどの公正競争確保の観点からも適切ではないと考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>ますが、熾烈な競争が繰り広げられているブロードバンド市場においては、たとえ「数ヶ月」であっても、サービス開始前に接続約款の認可又は告示改正等の行政手続きが必要となること、また事実上、認可申請前にも事前説明に一定の時間が必要となることは、当社を競争上極めて不利な立場に置くだけでなく、お客様に対して新サービスの提供や料金値下げが遅れる結果となり、お客様利便を著しく損ねていると考えます。</p> <p>したがって、行政当局においては、現行の指定告示の規定方法である「指定しない設備を具体的に列挙する方法」を「指定する設備を具体的に列挙する方法」に見直すとともに、指定電気通信設備の対象とする具体的な基準を明らかにし、その対象設備は、行政当局が個別にボトルネック性を挙証できた必要最小限のものに限定すべきであると考えます。</p>
<p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>アンバンドル機能対象については現行維持が必要と考えます。現在対象となっているアンバンドル機能によって、ADSLをはじめとした消費者にとって安価で利便性の高い様々な通信サービスの提供が実現されています。</p> <p>特にNGNでは本年度より新たに収容局接続機能・IGS接続機能及び中継局接続機能が接続料として設定され、これらの機能を活用し創意工夫を凝らした新サービスの登場が期待されます。NGNについては今後も接続事業者の要望に応じて、アンバンドル化が引き続き進められていくことと考えます</p>	<p>先般の当社意見で申し上げたとおり、NGN等に係るアンバンドル機能のうち、実需や他事業者による利用実績がないものについては、早急にアンバンドル機能の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>具体的には、現時点、接続実績がない下記の機能について、アンバンドル対象から除外していただきたいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般収容ルータ接続ルーティング伝送機能(実績なし) ・特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能(実績なし) ・一般中継ルータ接続ルーティング伝送機能(東西間接続のみ)

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>情報通信審議会答申「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」(2008年3月27日)(以下、「NGN答申」)で整理されたとおり、NGN、地域IP網及びひかり電話網に係る機能を、引き続きアンバンドル機能の対象とする現行の考え方を維持すべきと考えます。</p>	<p>・特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能(東西間接続のみ) ・イーサネットフレーム伝送機能(実績なし)</p> <p>なお、「次世代ネットワークの接続ルールの在り方について」答申(2008年3月28日公表)においても、「アンバンドルが技術的に可能であっても、オペレーションシステム等の改修に多大なコストを要する場合もあることから、他事業者の具体的な要望を踏まえつつも、NTT東西に過度の経済的負担を与えることとならないように留意することも必要である」とされており、アンバンドルは他事業者の具体的な接続要望を踏まえて検討するものであると考えます。</p> <p>また、ひかり電話が指定設備化されたことによって、事業者間取引の均衡が崩れる「逆ざや」問題が発生していることから、関門交換機接続ルーティング伝送機能についてもアンバンドルの対象から除外していただきたいと考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>NTT-NGNの帯域制御機能や認証・課金機能等のアンバンドルについては、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について(2008年3月27日、情報通信審議会答申)」において、どのように利用するかが明確でないため、アンバンドルの要否の判断は時期尚早とされました。しかしながら、アンバンドルの在り方については、「接続の基本的ルールの在り方について(1996年12月19日、電気通信審議会答申)」にて示されたとおり、「技術的に可能な場合にはアンバンドルして提供しなければならない」とされ、「技術的に実現不可能であることを一定期間内に示せない場合には、技術的に可能とみなすことが適当」であるとされています。また、本来、NTT東西殿の設備利用部門と接続事業者相互間での同等性を確保するためには、接続事業者が希望した時</p>	<p>当社は、当社のNGN上でお客様が多様なサービスをご利用していただけるようにしていきたいと考えておりますが、帯域制御機能や認証・課金機能等のプラットフォーム機能については、国際標準が定まっておらず、他事業者からの具体的な接続要望もないのが実情です。</p> <p>したがって、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」答申案(2009年8月6日公表)に記載のとおり、まずは、要望される事業者において要望内容を具体化していただきたいと考えます。</p> <p>当社としては、具体的な要望内容を教えていただければ、実現</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>点で接続が開始可能な状況にしておくことが重要であることも踏まえれば、NTT-NGNに係る機能については、接続事業者による多様なサービスの迅速な提供が可能となるよう、現時点において、技術的に可能な単位、かつ適正なコストにてアンバンドルを行っておくことが必要と考えます。</p> <p>また、『「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(案)への意見及びそれに対する考え方(2008年3月27日)考え方28』においては、「NTT東西においては、他事業者がNGNを活用したサービス提供を行うために必要な情報は、他事業者の要望を踏まえ、できる限り開示するように努めることが適当である」とされたところですが、これらに係るNTT東西殿の情報開示は依然として行われていない状況であり、NTT東西殿においては、早急に帯域制御機能や認証・課金機能等の詳細について情報開示を行うべきと考えます。</p> <p>加えて、接続事業者の多様なサービスの迅速な提供や技術革新の実現を可能とするために、NTT-NGN以外のその他の網における既存機能についても、可能な限りアンバンドルを推進すべきです。(例:ドライカップ接続料のサブアンバンドル等)</p>	<p>に向けて積極的に対応をさせていただきたいと考えておりますが、その実現方法については、国際標準化動向も踏まえ、NNIによるアンバンドルだけでなく、UNIやSNIでの提供を含め、できる限り早期かつ低廉に実現できる方法で対応していきたいと考えます。</p> <p>また、プラットフォーム機能については、将来現れるサービスの芽を摘むことがないように、あらかじめ規制するのではなく、事業者間の創意工夫に委ねることが重要であると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>FTTH 市場(戸建て/ビジネス)におけるNTT 東西殿のシェアは、2009 年3月末で74.2%※11という非常に高い数値であり、一年前の数値(71.4%)と比べても、市場の独占化傾向は一層進んでいます。</p> <p>このような傾向が継続した場合、中長期的なブロードバンド市場の発展傾向が鈍化する可能性が極めて高く、延いては利用者料金への影響等、利用者利便の低下を誘引させる恐れがあることから、当該状況を早急に是正し、FTTH 市場における公正競争環境を確保することが急務と考えます。</p> <p>すなわち、弊社共が従来より主張しているとおり、NTT 東西殿の事業規模にとってのみ都合の良い狭い光配線区域や、光アクセスサービス市場の競争に寄与するとは言い難い加入光ファイバ接続料水準、分岐端末回線あたりの接続料設定等の公正競争上の問題の解消に向けて必要な措置を講じるべきと考えます。</p> <p>※ 11 電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表(2008年度第4 四半期(3 月末))(2009 年6 月25 日)より</p>	<p>これまでの審議会等での議論を経て、FTTH市場における接続条件は、以下のとおり、整備されており、意欲ある事業者であれば十分FTTHユーザを獲得できる環境にあることから、現時点において見直し等の措置を講じる必要はないと考えます。</p> <p>(1)線路敷設基盤(電柱・管路)の徹底したオープン化により、他事業者は、構築意欲さえあれば引込線を自前敷設することが可能であり、現にKDDI殿や電力事業者等は自前で敷設していること。</p> <p>(2)現行の光配線区域は、当社の効率的な設備構築及び保守運用の観点から設定しているものであり、屋外スプリッタや引込線を利用される場合には、これに従っていただくこととなりますが、接続事業者が、当社の光配線区域に縛られず自由な設備構築を希望するのであれば、当社が提供する加入者光ファイバ等を活用し、当該事業者が独自に設定された光配線区域にあわせ、屋外スプリッタ下部(屋外スプリッタ及び引込線)の設備設計・敷設・管理を自ら実施することで対応可能であること。</p> <p>(3)加入光ファイバの接続料は、2008年1月に申請した料金から、FTTHサービスの提供コストを低廉化し事業者間競争の促進を図るよう要請されたことを受け、2008年4月にさらに料金を引き下げて補正申請を行い、認可されていること。</p> <p>(4)分岐端末回線あたりの接続料設定については、サービス競争の阻害や設備競争の否定に繋がることになるため導入すべきではなく、2009年3月の「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申においても、「今後、市場</p>
KDDI株式会 社	<p>ただし、本年6月に内閣府に提出した当社の規制改革要望に対する総務省の回答では、「<略>分岐端末回線単位の加入光ファイバ接続料の設定については、今後、市場環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当である。」と措置の検討を先送りする姿勢が示されましたが、昨年11月に提出した当社の当該要望に対する総務省の再回答では、「FTTH市場では、NTT東・西が継続的にシェア高める一方、平成21年度のFTTH契約数を下方修正(平成20年11月)するなど、更なる活性化に向けた取組が求められる状況にある。」と新たな取組を必要とする考え方が示されていました。</p> <p>FTTH市場は、依然としてNTT東・西と他の事業者は対等には競争できない市場環境にあり、NTT東・西のシェア拡大に歯止めがかからない状況です</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>(*)。総務省は、検討を先送りするのではなく、新たな取組によりFTTH市場を活性化させるため、分岐端末回線単位での加入ダークファイバの接続料の設定等、必要な措置を早急に講じるべきと考えます。</p> <p>(*)電気通信事業分野の競争状況に関するデータによると、FTTH市場全体の伸びは鈍化する一方、NTT東・西の契約回線数シェアは2009年3月末時点で74.1%と依然として上昇を続けており、競争が機能していないことにより市場の活性化が停滞している。</p>	<p>環境や分岐に係る技術等の変化を確認の上、改めて検討することが適当」とされており、その状況に変化がないこと。</p> <p>なお、シェアの上昇を指摘されていますが、これは、上述のとおり、公正な競争環境が整備されている中で、各社がそれぞれの事業戦略・経営判断に基づき事業に取り組んできた結果であると考えます。</p>
KDDI株式会社	<p>また、イーサネットサービスに係る機能については、NGN答申のとおり、「NTT東・西が、従来の県域を越えた県間のサービスに進出するに際しては、公正競争を担保する措置を取ることが必要であり、競争事業者からアンバンドルの要望があれば、イーサネットサービスに係る機能のアンバンドルをすることが必要」です。またその際には、NTT東・西の県単位の網との接続機能をアンバンドルすることが必要であると考えます。</p> <p>なお、イーサネットサービスに係る接続料については、NGN答申において「コストベースであることを前提として、接続料を相対取引で設定することもやむを得ない」と記載されておりますが、ボトルネック設備と一体として設置されるNGNの接続料が、NTT東・西の都合で一方向的に決定されてしまうことがないよう、総務省等が相対の接続料について、適切な条件で設定されたかどうかを確認する仕組み等、公平性及び透明性が担保されることが必要であると考えます。</p>	<p>先般の当社意見で述べたとおり、イーサネット系サービス等のデータ通信網については、以下の観点から、指定電気通信設備の対象から除外していただきたいと考えます。</p> <p>(1)イーサネットサービスの市場における当社のシェアは、18%(2008年9月末)であり、競争は十分に進展していること。</p> <p>(2)また、イーサ装置の価格は1台当たり数十万円から数百万円程度であり、当社又は電力系事業者等から光ファイバを借り、自前で装置を当社ビル等にコロケーションすれば、他事業者は同等のサービス提供が可能となっており、現にそれらを利用してサービスを提供していること。</p> <p>なお、当社としては、イーサネットサービス等のデータ通信網が指定電気通信設備の対象か否かを問わず、具体的な貸し出し要望があれば、可能な範囲内で、自主的に提供していく考えです。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>NTT 法第1 条第2 項における「地域電気通信事業を経営することを目的とする株式会社とする」との規定や「NTT の再編成についての方針」(1996 年 12 月6 日公表)における「地域通信各社は、基本的に県内に終始する通信を扱う」と規定にあるとおり、NTT 東西殿の本来の業務範囲は地域電気通信事業に限られているところです。</p> <p>しかしながら、2001 年度の活用業務制度導入以降、次々と当該業務の認可がなされ、結果としてNTT 東西殿が活用業務であるひかり電話サービスやフレッツサービスを実質的に主要業務として営むことで、NTT法やNTT 再編成の本来の目的と齟齬をきたし、NTT 東西殿の業務範囲規制自体が形骸化している状況となっています。</p>	<p>そもそも活用業務制度については、IP化の進展と多様なお客様ニーズに対応し、より低廉で多彩なサービスを提供できるようにするとの趣旨から、当時県内通信に限定されていたNTT東西の業務範囲の拡大が法制化されたものと認識しています。</p> <p>また、当社は活用業務の実施にあたって、NTT法、「東・西NTTの業務拡大に係る公正競争ガイドライン」、活用業務認可時の認可条件等を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>当社は、今後もお客様のより高度で多様なニーズに対応した多彩なブロードバンドサービスを提供していく考えです。</p>
イー・アクセス 株式会社 イー・モバイル 株式会社	<p>本来、活用業務はNTT東西殿の地域電気通信業務等の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないときに限って認められるべきものであると認識していますが、今回の接続約款の認可においても、公正競争上の問題を指摘する数多くの意見が指摘されています。</p> <p>(※9)</p> <p>参照:※9</p> <p>総務省 平成27年7月 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更案に対する意見及びその考え方</p> <p>「意見25 ネイティブ方式においては、ネイティブ接続事業者を経由しないとNGNと接続できないため、当該事業者に対しては、役務提供義務や約款作成義務などより強い規制を課すべき」</p> <p>「意見40 NTT東西の子会社・関連会社等がネイティブ接続事業者となった場合には、公正競争上の問題が生じるため、当該子会社等がネイティブ接続事業者となることを禁止すべき。」</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>【必要な措置】</p> <p>今回のNGN活用業務認可を教訓として、あらためて活用業務認可制度の本来の趣旨及び手続プロセスを検証・見直しする必要があると考えます。</p>	
<p>ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>活用業務の実施状況報告について、その報告時期は毎事業年度経過後6ヶ月以内とされていますが、本制度の検証プロセスを有効なものとするために、事業年度経過後、速やかな報告を義務付けるべきと考えます。</p> <p>本件については、昨年度の本制度意見書にて弊社共より指摘した際、総務省殿からは、「競争セーフガードに基づく意見募集時期に限らず、随時意見を受け付ける」との考え方が示されていますが、本制度の検証項目の一つに活用業務に関するものが含まれる以上、個別の制度として運用していることで問題無いとするのではなく、本制度において活用業務の実施状況報告の内容まで含めて検証を行えるよう、報告・検証等の作業を一連のプロセスで実施し、両制度間の有機的な連携を可能とするスケジューリングが採用されるべきと考えます。</p> <p>また、NTT 東西殿における活用業務実施報告の内容からしても、報告書の作成に6ヶ月の猶予を与えることは合理的ではないと考えます。</p>	<p>活用業務実施状況報告については、収支状況の整理等に一定期間が必要であり、現行の検証プロセスで問題ないと考えております。</p>
<p>ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>NTT 東西殿及び株式会社オプティキャスト(以下、「オプティキャスト」という。)殿の提供するフレッツ・テレビの広告表記については、昨年度における本制度の検証において、「放送サービスの提供主体が他社であることについて、NTT 東日本殿に対し、改めてその周知・徹底を要請し、その履行状況について総務省殿へ報告を求める」措置を講じる旨、指導が出されているところです。</p> <p>しかしながら、現状のフレッツ・テレビの広告においては、放送サービスの提供主体がオプティキャスト殿であることを注釈程度に示すにとどまり(別添</p>	<p>「フレッツ・テレビ」において、当社が提供しているのは、電気通信サービス「フレッツ光」及び「フレッツ・テレビ伝送サービス」であり、放送サービスの提供は行っておりません。</p> <p>また、当社は「フレッツ・テレビ」等の提供において、例えば以下の内容を広告に記載し、指摘のような誤解が生じないよう努めているところです。</p> <p>・「フレッツ・テレビ」はNTT東日本の提供する電気通信サービス</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>資料2 参照)、ユーザから見れば、依然としてNTT 東西殿が提供するサービスと誤認させる内容であることに変わりありません。</p> <p>現に、前述で参照した株式会社シード・プランニング殿が公表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(2009 年7 月24 日公表)においても、「フレッツ・テレビ」の提供主体について、NTT 東西殿であるとの回答が30%以上を占め、オプティキャスト殿と認識している消費者は0.2%にとどまっているとの調査結果が示されており、NTT 東西殿が放送サービスを提供しているとの認識が利用者に浸透している結果が示されています。</p> <p>なお、本件の問題の本質は、単なるサービス提供主体の誤認混同の問題ではなく、「フレッツ・テレビ」という名称でのサービス展開により、当該サービスがNTT 東西殿による「通信サービスと放送サービスのバンドル商品」と誤認され、結果として、NTT 東西殿の通信市場での市場支配力が放送サービス市場に及ぼされてしまう点にあります。その点を踏まえれば、NTT 東西殿による通信サービスと放送サービスのバンドル商品であるかのように誤認される恐れのある「フレッツ・テレビ」という名称自体を禁止する必要があると考えます。</p> <p>また、NTT 東西殿は自身で放送サービスを提供することを禁じられていることに鑑みれば、いかなる形でもNTT 東西殿が前面に出る形で放送サービスを訴求すべきではありません。この点を踏まえれば、フレッツ・テレビの営業において、県域等子会社を使ったサービス案内(NTT 東日本-神奈川にて実施)等を実施している点(別添資料2 参照)や、NTT 東西殿自身が主催するフレッツ・テレビ(地デジ)相談会の開催(NTT 東日本-千葉にて実施)(別添資料3 参照)についても、NTT 法に基づく業務範囲規制やNTT 東西殿の放送事業への出資制限に係る行政指導等を厳格に運用する観点から、問題があるものと考えます。</p>	<p>「フレッツ光」および「フレッツ・テレビ 伝送サービス」、(株)オプティキャストの提供する放送サービス「スカパー！光(ホームタイプワイド/マンションタイプ光配線方式)」の契約により、地上放送(デジタル/アナログ)とBS放送(デジタル/アナログ)が受信できるようになるサービスです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スカパー！の専門チャンネル放送の受信には、別途放送事業者が提供する放送サービスの契約、対応チューナーまたは専用端末が必要になります。 ・ フレッツ・テレビ 682.5 円(税込)／月(スカパー！光施設利用料 210 円(税込)／月を含む) <p>株式会社シード・プランニング殿による「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(2009 年7 月24 日公表)についてですが、ソフトバンク殿及びKDDI殿の主張の根拠となっている該当箇所(Q33)においては、「フレッツ・テレビ」の提供会社としてイメージしているところはどこかという調査は実施されておりますが、NTT東西が放送サービスを行っているかどうかの調査は一切なされていないことから、当該調査結果をもって、「フレッツ・テレビ」という名称でのサービス展開が「NTT東西による通信サービスと放送サービスのバンドル商品」と誤認されていると結論づけることはできないと考えます。</p> <p>したがって、現に公正競争上の問題は生じておらず、また、放送サービスの提供主体を誤認しないための措置は既に講じていることから、新たな措置を追加する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>以上を踏まえ、今年度においては、広告宣伝方法の更なる見直し、NTT東西殿による通信サービスと放送サービスのバンドル商品であるかのように誤認される恐れのある「フレッツ・テレビ」という名称の利用禁止に係る措置を講じるとともに、NTT東西殿とオプティキャスト殿間の受託契約等、契約内容や各種営業実態について詳細な調査を行うべきと考えます。</p>	<p>当社は今後とも電気通信サービスである「フレッツ光」、「フレッツ・テレビ伝送サービス」等の提供を通じて、インターネットのみならず、映像サービスなどますます多様化してきているお客様のニーズに対して応えていく考えであります。また、このような取り組みは、地デジ対策にお困りのお客様への解決の一助になるものと考えております。</p>
KDDI株式会社	<p>2008年度の検証結果に基づき、総務省から「貴社による放送サービスと誤解することなく、放送サービスの提供主体が他社であることについて明確に理解できるようにするため、放送サービスの提供主体が他社であることを広告に明記すること」等を要請したことを受け、NTT東日本は、広告表示審査室における事前審査やお客様にわかりやすい広告表記の充実等をおこなった等の報告を行いました。しかし、「フレッツテレビ」の表記が目立っている状況に変わりがなく、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすいとは言えません。</p> <p>本年7月23日付の「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(株)シード・プランニングの結果によると、「フレッツ・テレビ」の放送サービスの提供会社がオプティキャストであると正確に認識している消費者は約0.2%のみで、全体の約65%の人が提供会社をNTTグループ(NTT東・西のみは約31%)であると誤認しています。これは、昨年9月17日付同調査における約1.1%(オプティキャストと認識)、約46%(NTTグループと誤認)と比較しても、改善するどころかむしろ状況は悪化していると考えられます。</p> <p>また、利用者への説明責任の観点から、放送サービスの提供主体であるオプティキャストとの契約が別途必要なことを十分理解できるようにすべきであることも踏まえ、大半の消費者が誤認しているという現状を是正するための具体的な措置を検討すべきと考えます。</p>	<p>なお、ソフトバンク殿が提出されている、「フレッツ・テレビに関する広告物の一部」(別添資料3)は、実際に使用された広告物の該当ページにおける下3分の1部分のみを抜粋して拡大・強調しており、放送サービスの提供主体であるオプティキャスト社が明示されているにもかかわらず、当該箇所を削除したうえで紹介されています。</p> <p>このような添付資料は、当社の広告イメージを歪めることにより、本文における記述と相まって、当社の広告物における公正競争遵守に向けた取り組みを不当に貶める結果となりかねないことから、そもそも意見として取り上げるべきではないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見											
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>弊社共調べによると、NTT東西殿の116窓口において、利用者が加入電話の移転・転居の手続きを行う際に、接続業務で取得している顧客情報をもとに、利用ADSL事業者の案内及びフレッツ光サービスへの勧誘を行うといった不適切な営業が依然継続されています。※7</p> <p>※7 116における回線移設手続き時の利用ADSL事業者案内、フレッツ勧誘有無についての調査結果 (弊社共調べ)</p> <p>①利用ADSL事業者の案内 (対象:全アンケート回答者対象) Q:NTT116番にて電話回線移設のお手続きをして頂いた際に、ADSL事業者まで連絡するよという案内が、NTTからありましたか？</p> <table border="1" data-bbox="376 743 987 1037"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">利用ADSL事業者への連絡案内</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008年度</td> <td>58% (419件)</td> <td>42% (301件)</td> </tr> <tr> <td>2009年度</td> <td>62% (256件)</td> <td>38% (159件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>②具体的な利用ADSL事業者(Yahoo!BB)利用の案内 (対象:①で「利用ADSL事業者への連絡案内があった」と回答した方)</p>		利用ADSL事業者への連絡案内		あり	なし	2008年度	58% (419件)	42% (301件)	2009年度	62% (256件)	38% (159件)	<p>当社の116窓口においては、お客様のご利用ADSL事業者を把握することができないことから、そもそもご指摘のような案内を行っている事実はありません。</p> <p>また、当社は、接続で知り得た情報の目的外利用禁止はもとより、116番への加入電話又はINSネット64の移転申込みを行う加入者に対し、当該加入者からのご要望が無いにもかかわらず、活用業務であるフレッツ光の営業活動を行うことについても、当該行為を厳格に禁じているところです。</p> <p>さらに、当社は、「『競争セーフガードに基づく検証結果(2007年度、2008年度)』に基づき講じるべき措置について(要請)」を受けて、それまでの取り組みに加えて公正競争マニュアル及び研修の再徹底などにより、社員等への公正競争遵守の周知・徹底に努めているところです。</p> <p>したがって、接続業務で取得している顧客情報を利用して勧誘を行っているとの指摘や活用業務実施の際の「営業面のファイアーウォール」等に抵触するとの指摘は不適切です。</p> <p>なお、当社の「116」におけるフレッツ光の対応については、お客様の利便性確保の観点からお客様のご要望にお応えして実施しているものであり、公正競争を阻害しているとは考えておりません。</p> <p>以上のとおり、ソフトバンク殿、KDDI殿によるいずれの指摘もあつたらず、公正競争を阻害している事実はないことから、これまでに実施した措置に加えて、新たな措置を講じる必要はないと考えます。</p> <p>また、フレッツ受付センタと116センタを同一ロケーションとする</p>
	利用ADSL事業者への連絡案内												
	あり	なし											
2008年度	58% (419件)	42% (301件)											
2009年度	62% (256件)	38% (159件)											

意見提出者	該当部分	再意見																						
	<p>Q:その際に、「Yahoo! BB」という名前の案内が NTT116 番担当者の方からありましたか？</p> <table border="1" data-bbox="376 320 1048 616"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">具体的な利用 ADSL 事業者 (Yahoo!BB) 利用の案内</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008 年度</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2009 年度</td> <td>49% (125 件)</td> <td>51% (131 件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>③フレッツ勧誘有無 (対象:全アンケート回答者対象)</p> <p>Q:NTT が提供されているインターネットサービス(フレッツ)についての勧誘はありましたか？</p> <table border="1" data-bbox="376 879 1048 1174"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">フレッツ勧誘</th> </tr> <tr> <th>あり</th> <th>なし</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2008 年度</td> <td>41% (294 件)</td> <td>59% (426 件)</td> </tr> <tr> <td>2009 年度</td> <td>51% (211 件)</td> <td>49% (204 件)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※調査期間:2009年6月中旬～2009年7月上旬調査方法:Yahoo!BBサポートセンターへ引越しのご連絡を頂いた際にヒアリングを実施 総数:448 件(有効回答:415 件) 本件については、以下の2点から、公正競争上、問題があると考えます。</p>		具体的な利用 ADSL 事業者 (Yahoo!BB) 利用の案内		あり	なし	2008 年度	—	—	2009 年度	49% (125 件)	51% (131 件)		フレッツ勧誘		あり	なし	2008 年度	41% (294 件)	59% (426 件)	2009 年度	51% (211 件)	49% (204 件)	<p>か否かは当社の業務運営の問題であると考えております。</p>
	具体的な利用 ADSL 事業者 (Yahoo!BB) 利用の案内																							
	あり	なし																						
2008 年度	—	—																						
2009 年度	49% (125 件)	51% (131 件)																						
	フレッツ勧誘																							
	あり	なし																						
2008 年度	41% (294 件)	59% (426 件)																						
2009 年度	51% (211 件)	49% (204 件)																						

意見提出者	該当部分	再意見
	<ul style="list-style-type: none"> - 116番への加入電話又はINS64の移転申込みに対し、活用業務を含むフレッツ光サービスの営業活動が行われることは、活用業務の実施に当たり、NTT東西殿が電気通信事業の公正な競争を確保するために講じることとした具体的措置の「営業面のファイアーウォール」等に抵触する - 116番において、具体的な利用ADSL事業者の案内が行われていることから、NTT東西殿が接続業務で取得している顧客情報を利用して勧誘を行っている疑いがあり、事業法第30条第3項第1号の禁止行為に抵触する可能性がある <p>前者については昨年度、後者については一昨年度の検証において、当該行為が行われることのないよう、NTT東西殿に対し、改めてその周知・徹底を図るよう要請され、その履行状況について総務省殿への報告を求めるとする措置が行われたところです。しかしながら、NTT東西殿の措置(会議や文書等での周知)について詳細な内容は公表されておらず、競争事業者の立場から指導の結果や効果を検証できない状況です。</p> <p>そもそも周知・徹底や履行状況に係る報告要請は、形式的な措置であり、事実、指導が行われた以降も不適切と思われる勧誘が依然と変わりなく継続されていることから、こうした指導内容が不十分な措置であったことは明らかです。</p> <p>また、後者については、一昨年度指導事項であったにも関わらず、昨年度の検証結果においては注視のみであり、実態調査が不十分であると言わざるを得ません。</p> <p>以上を踏まえ、本件については、以下のとおり措置を講じるべきと考えま</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>す。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一昨年度及び昨年度の指導に基づきNTT東西殿が講じた措置の実効性を第三者が客観的に評価できるよう、措置内容の詳細を公表させるとともに、再発を防止する観点から、指導後の違反事例について、罰則を課す等、より実効性のある指導を行う - 本件の根本的な問題が、116窓口とフレッツサービス受付センターが一体で運用されている実態に起因していると考えられることから、2つの窓口の所在地及び対応者を物理的に分離することや、NTTグループ以外の会社が個別に委託業務として運用する等の踏み込んだ措置をあわせて実施する 	
KDDI株式会社	<p>今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動等の複数の問題事例が報告されており、事態は依然として改善されていない状況です。</p> <p>2008年度の検証結果に基づく総務省からの措置に対し、NTT東・西は、「東西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」における営業面でのファイアーウォールを遵守するため、会議や文書により、各支店及び県域等子会社に対して、116番への加入電話等の移転申込みを行う加入者に対し、問い合わせが無いにもかかわらずフレッツ光の営業活動を行わないよう周知・徹底したとの報告を行っていますが、これまでのNTT東・西による対応が真に適切であったか改めて踏み込んだ検証を行うべきと考えます。もし、適切な対応を行ったにも関わらず、営業面でのファイアーウォールが機能していないのであれば、問題は窓口の所在地及び対応者が同一という現在の組織そのものにあると考えられるため、物理的に分離する等の抜本的措置が講じられるべきです。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>加入電話からひかり電話への切替がメタル回線撤去に伴う公的施策であるかのような不適切な広告物の配布については、昨年度検証結果の総務省殿考え方において、「NTT 東西は08 年6 月に設置した広告物の審査組織において、すべて広告物の事前チェックを行うなど広告物の適正化を推進している」として、「引き続き注視する事項」として整理されています。本件については、不適切な広告物配布防止の観点から、NTT 東西殿の広告物の審査体制や審査の手法、審査の結果等についての適時適切な報告を制度的に義務付けるべきと考えます。</p> <p>また、不適切な営業活動を防止するという観点では、営業活動の一部である広告物の検証のみでは不十分と言わざるを得ません。仮に、広告物の内容が適正であったとしても、営業担当者による日々の営業活動において、あたかも国策の一部であるような誤解を与える内容でひかり電話への移行を促す等、過剰な宣伝・勧誘等を行うことも可能です。</p> <p>従って、NTT 東西殿には営業マニュアル等の報告・公表を義務付けるとともに、総務省殿は当該内容をもとに、ひかり電話に係る営業活動全般の適正性について、包括的な検証を行うべきと考えます。</p>	<p>当社においては、ソフトバンク殿のご指摘のような広告物を配布した事例はなく、このような事実に基づかない主張についてはそもそも意見として取り上げるべきではないと考えます。</p> <p>また、当社は本社に設置した審査組織において、全ての広告物の事前チェックを行うなど、広告物の適正化を推進しております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>今後のIP化の進展においては下位レイヤと上位レイヤの結びつきが市場に大きな影響を及ぼすことが容易に想定されることから、独占的なアクセス網に起因するボトルネック性やドミナンス性を有する事業者が他のレイヤに対し、不当に市場支配力を行使することの無いよう、厳格なレイヤ間の規律を課すことが必要です。</p> <p>従って、NTT東西殿やNTTドコモ殿といった指定電気通信設備を設置する事業者によるレイヤを跨いだ垂直的な兼営や、当該事業者によるグループ関連会社等を介した排他的連携、不当な顧客の囲い込等を厳格に禁止すべきです。</p> <p>以上を踏まえ、NTT東西殿及びNTTドコモ殿が、仮に上位レイヤへ進出するのであれば、下位レイヤのボトルネック性や市場支配力の影響を完全に解消し、アクセス網の公平な開放を必須条件とする等、市場間における公正競争確保のための措置を講じるとともに、今後のNTTグループの上位レイヤへのビジネス拡大全般についても、事前に厳格な検証を行い、そのサービスの適否を判断するよう、追加的なルール整備を行うべきと考えます。</p>	<p>当社は他事業者との接続や取引において、指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>また、最近では、Google等のグローバルプレイヤーによる通信サービス市場への参入等、上位レイヤにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが垂直統合型サービスを展開し、今後、上位レイヤにおいて市場支配力を保有するプレイヤーが市場支配力を通信サービスレイヤで行使することも想定されることから、上位レイヤからの市場支配力の行使等についても議論を深めていく必要があると考えます。</p>
KDDI株式会社	<p>NTTグループは、持株会社が平成21年3月期決算短信において、「NTTシングルサインオン(仮称)」や「NTTペイメント(仮称)」といったグループによる上位レイヤサービス構想を発表するなど、NTTグループが全てを提供する形態を志向しており、今後、決済・認証等のプラットフォームビジネスを通じたグループ連携は一層強化される可能性があります。その際に、NTT東・西を軸としたグループ連携により、NTT東・西の加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され公正競争が阻害されることが懸念されます。このため、NTT東・西の加入電話の顧客情報に関してグループ会社とのファイアウォールを徹底し、問題を生じないように注視していくことが必要です。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>NTTグループ各社におけるブランド力は、事業者間の競争環境に大きな影響を及ぼしているものと考えます。特に、FMCの展開や上位レイヤーへの進出に伴って、グループ会社間の連携強化に起因するブランド力の相乗的効果により、競争環境への影響度合いが増すことが懸念されます。</p> <p>株式会社シード・プランニング殿が公表した「電気通信事業におけるグループ・企業ブランド力調査」(2009年7月24日公表:下記参考参照)からも、昨年度同社調査に引き続き、消費者にとっての「NTT」ブランドの優位性やNTTグループの一体性が見受けられる結果が導き出されています。加えて、今年度調査においては、NTTの歴史的成り立ちから生まれているブランド力が競争環境に影響を及ぼしていることが読み取れる点も注目すべき事項であると考えます。</p> <p>昨年度における本制度の検証結果においては、総務省殿より、ブランド力分析の必要性は示されているものの、「NTTブランド力と公正競争の関係について引き続き注視していく」と述べるに留まっています。その後、具体的に分析を実施する等の進展は見られない状況ですが、ブランド力の影響が検証結果等において明示されているにも係らず、何の措置も講じないことは公正競争の阻害要因を放置し続けることとなり、問題であると考えます。</p> <p>本件に関連し、2007年7月に総務省殿より公表された「電気通信事業分野における競争状況の評価2006」において、「NTT」のブランド力が公正競争に与える影響について言及され、ブランド力の問題について詳細な分析の必要性が明記されているところであることも踏まえれば、NTT組織の見直し議論の本格化を目前に控えた現時点において、総務省殿による「NTT」ブランド力の詳細分析がなされることが必須と考えます。</p> <p>なお、上記の検討においては、現状のグループ会社における「NTT」ブランドの使用の妥当性(NTT東西殿の県域等子会社であるNTT-〇〇といった社名</p>	<p>ブランドの使用については、「再編成に関する基本方針(1997年12月4日公表)」においても、一般的な商取引の問題であるとされ使用について禁止されていないことから、特段の制約は必要ないものと考えております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>が公正競争に与える影響等)に加え、新たな組織形態における「NTT」ブランドの取り扱い等についてもその範囲に含め、英国や米国における事例等も参照の上、グループ全体に対して「NTT」ブランドを使用させず、事業会社・子会社毎に異なるブランドを使用させる等、早急にブランド使用に係るルールを確立することが必要と考えます。</p>	
KDDI株式会社	<p>全国レベルで展開されているNTT東・西と県域等子会社の一体経営や、県域等子会社等を隠れ蓑にしたグループ一体営業の実態に鑑みると、もはや公正競争上の問題が発生しないか等を引き続き注視するような状況ではなく、このような現行ルールを潜脱するような事例を抜本的に改善するため、例えば、県域等子会社等を通じた一体営業の禁止や「NTT」ブランドの使用禁止等、実効性ある措置が講じられるべきであると考えます。</p>	
イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>NTTグループにおける社名・サービス名称のブランド力の影響力や利用の在り方等を、2010年NTT再編議論を迎えるにあたって、早急に検証していく必要があると考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>NTT グループ内の人事交流については、NTT 持株殿を中心にNTT 東西殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿等のグループ会社間で役員の異動が依然として見受けられる状況です(別添資料1 参照)。これらの行為は、移動体部門分離時の公正競争要件(三)並びにNTT 再編時の公正競争要件(一)、(二)に定める役員兼任の禁止や在籍出向の禁止等に抵触するものではないとしても、グループ連携の強化に繋がるものであることに違いはなく、競争事業者との間での公正競争環境を実現するというそもそもの移動体部門の分離並びにNTT 再編の趣旨に反するものであると考えます。</p> <p>本件については、昨年度検証結果において、「NTT 東西は会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付ける等の取組を実施しているとしており、引き続き注視していく」とされています。</p> <p>しかしながら、NTT 東西殿のみが人事異動時の守秘義務遵守を徹底したとしても、当該誓約書の内容が不明な状況ではその実効性の検証が不可能であり、そもそも実態としてグループ会社間で定常的な役員の異動が依然として見受けられる中では、いかに特定会社の人事異動時における守秘義務等を徹底したとしても、必要十分なファイアーウォール機能が確保されるとは到底考えられません。</p> <p>従って、弊社共の従前からの主張どおり、現行の公正競争要件に規定されている役員兼任や在籍出向を禁止するのみでは不十分であり、NTT 持株殿、NTT ドコモ殿、NTT コミュニケーションズ殿、NTT データ殿等のNTT グループ会社間の役員等の人事異動を禁止する等の追加措置が必要と考えます。加えて、こうしたグループ会社間の定常的な人事異動は、持株会社体制の組織管理形態によってこそ可能であることを考慮すれば、NTT の持株会社体制自体を見直す必要があり、一刻も早くNTT 組織の見直し議論を開始する</p>	<p>再編成後の人事については、NTTの再編成に関する基本方針で示された東西地域会社とNTTコミュニケーションズとの間のルール(「地域会社と長距離会社との間の役員兼任は行わないこと」及び「地域会社と長距離会社との間において在籍出向は行わないこと」)及び移動体分離の際における公正有効競争条件(「NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないものとする」)を遵守しており、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p> <p>なお、人事交流によって公正競争を阻害することがないよう、会社間人事異動時には役員を含めた全従業員を対象として退任・退職(転籍)後を含めた守秘義務等の遵守に関する誓約書の提出を義務付けるなどの取り組みを実施しております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>必要があるものと考えます。</p>	
<p>イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社</p>	<p>NTT殿の取組に任せるだけではなく、NTTグループ内の役員移動の禁止（もしくは一定期間の禁止）等の具体的な措置を早急に検討する必要があると考えます。</p>	
<p>ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>NTT グループにおける総資材調達額は、2008 年度の NTT グループ連結ベースでの設備投資額で約 2 兆 1,451 億円と巨額であり、前年度（約 2 兆 1,289 億円）に比べても増加傾向にあります。結果として、個別の資材調達を行っていたとしても、公正競争要件において禁止されている共同資材調達と同等の影響力がベンダー等に対して発生している可能性があると考えられます。また、グループ子会社を介する等の形態で、公正競争要件において禁止されている共同資材調達と実質的に等しい行為を行っている可能性があると考えられます。</p> <p>このような懸念事項について、NTT 東西殿、NTT コミュニケーションズ殿又はNTT ドコモ殿は昨年度検証時の意見で「規制対象の共同の資材調達は行っていない」、「公正競争要件において禁止されている行為を行っていないため、規制の追加は不要」旨、述べていますが、現行の法規制の枠組みにおいて共同資材調達を行っていないとするのみであり、グループ子会社等を介した共同資材調達に対する懸念は払拭されていません。</p> <p>そもそも公正競争要件の趣旨が、NTT グループの強大な購買力によるベンダー等への不当な影響力行使の抑止であることに鑑み、総務省殿においては、速やかに次にあげる追加的措置を講じるべきと考えます。</p> <p>- 公正競争要件に定める共同資材調達の禁止のみならず、各事業会社に</p>	<p>当社は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ NTTとNTTドコモは共同資材調達を行わない（移動体通信業務分離時の公正有効競争条件） ・ 持株会社及び地域会社は、長距離会社と共同して資材調達を行わない（再編成時の公正競争要件） ・ 電気通信設備の製造事業者に対する不当な規律、又は干渉を行わない（電気通信事業法第 30 条第 3 項第 3 号） <p>を遵守しており、公正競争上の問題が生じていないことから、新たな規制を追加する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>おける個別の資材調達について全て公開入札を実施することを義務付ける等の透明性確保</p> <ul style="list-style-type: none"> - 特定のグループ子会社を通じた実質的な共同資材調達行為の禁止 	
<p>ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>NTT 東西殿の法人営業のNTT コミュニケーションズ殿への集約に関し、昨年度の検証結果として、「引き続き注視していく」とされましたが、依然として両社による次のような共同営業等の事例が散見されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> - NTT 東西殿及びNTT コミュニケーションズ殿の営業における互いのサービスや営業担当者の紹介 - NTT コミュニケーションズ殿によるひかり電話の提案及びNTT グループ営業窓口の一括提案 - NTT コミュニケーションズ殿のデータ通信サービスの利用を条件にNTT 西日本殿のひかり電話の両社共同提案 <p>これらは、両社の営業業務集約・一体営業がこれまで以上に広範化・深度化していることを示す事案であり、消費者から見れば、より一層、NTT 東西殿とNTT コミュニケーションズ殿が共同で営業活動を行っているように見えるという事態が進展していることは間違いありません。この点については、長距離会社に対し独立した営業部門の設置を課したNTT 再編時の公正競争要件(八)に反するものと考えられます。</p> <p>また、事業法第30条第3項第2号及び「NTTの承継に関する基本方針」(七)(八)(九)においては、NTT東西殿とNTT コミュニケーションズ殿の取引条件等に関し、他事業者との同等性の確保の必要性が求められています。この点、NTT 東西殿がNTT グループ以外の他事業者と上記に示すような共同営業活動を行うことは実質的に考えられないこと等を踏まえれば、各共同営業行為について競争事業者が同等性を確保することは事実上不可能であり、</p>	<p>電気通信役務の提供に関する取引条件、当社がNTTコミュニケーションズの販売業務を受託する場合の条件、当社がNTTコミュニケーションズに提供する顧客情報その他の情報は、他の電気通信事業者との間のものと同じとしており、公正競争上の問題はありません。</p> <p>なお、当社としては、お客様の多様なご要望に基づき実施する他社との共同提案については、利用者利便を確保する観点から制限されるべきでないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>NTT グループの排他的営業と同一の効果を及ぼすものと考えます。</p> <p>以上の点を踏まえ、今年度は注視にとどまるのではなく、NTT 東西殿とNTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為について、早急に是正措置を講じることが必要と考えます。なお、このような状態を抜本的に解決するためには、現状の法規制だけでは不十分であることから、NTT 法の改正等によりNTT 東西殿とNTT コミュニケーションズ殿の共同営業行為を明確に禁止する等、実質的な公正競争の確保のための追加的措置もあわせて講じられるべきです。</p>	
KDDI株式会社	<p>NTT東・西は、両社がNTTコムに提供する顧客情報等は「NTTの承継に関する基本方針」等に基づいて他の電気通信事業者との間のものとしてしていると説明していますが、この説明に従えば「他の電気通信事業者との間のものとして」と報告さえすれば、全ての顧客情報が三社で共有できるとなり、「自己の関係事業者と一体となった排他的な業務」等に繋がりがねません。このため、NTT東・西の顧客情報をNTTコムをはじめとする他のNTTグループ各社との間で不適切に情報共有しないように徹底させるべきです。また、違反事例に対しては、現行法制における罰則等の厳格な運用を徹底すべきです。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
株式会社ケイ・オプティコム	<p>家電量販店等でのNTT東西・NTTコミュニケーションズ・NTTドコモの各サービスの一体的な販売活動について、これまでの競争セーフガード制度の検証において、各事業者から多くの問題提起がされてきましたが、検証結果においては、NTT各社自身が排他的な取引をしているわけではなく、家電量販店等の経営判断によるものとされております。</p> <p>しかしながら、結果的に家電量販店等において、特定関係事業者やドミナント事業者同士のサービスを一体的に販売することは、公正競争を阻害するものであり、またNTT再編の趣旨にも反するものであると考えます。このため、家電量販店等において、NTT各社のサービスを優先的に取り扱う、あるいは一体的に販売するといった経営判断に至る要因を分析のうえ、NTT各社及びその子会社による営業活動のなかで、このような経営判断を誘引するような施策がとられていないかについて、改めて検証することが必要と考えます。</p>	<p>家電量販店等の販売代理店がどのISPを取り扱うか、どのような商品を取り扱うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、電気通信事業法の禁止行為規制、日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件等の対象となるものではなく、販売代理店の経営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p>
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>弊社共調べによると、一部の家電量販店では、NTT 東西殿のB フレッツ販売時にOCN のみを取り扱っている事例や、NTT 東西殿のフレッツサービスとNTT ドコモ殿の携帯電話との同時加入に対する高額ポイントの付与等の施策が昨年度と同様に行われています。</p> <p>当該事案について、昨年度検討結果の総務省殿考え方では、家電量販店が自らの経営戦略に基づいて実施しているものというNTT 東西殿・NTT ドコモ殿・NTT コミュニケーションズ殿の主張に基づいて、「不当な差別的取扱いに該当するとの論拠は十分ではない」と示していますが、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿・NTT コミュニケーションズ殿の主張のみに立脚して公正競争上の問題が起っていないとする判断の論拠もまた十分ではありません。</p> <p>従って、まずは総務省殿においてはNTT 東西殿の主張が正しいかどうかを検証し、NTT 東西殿・NTT コミュニケーションズ殿に対し、代理店との契約内</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>容を報告させる等、NTT グループの本事例に係る関与の有無を明らかにするための実態調査を実施すべきと考えます。</p> <p>また、上記調査の結果、仮に、これら事案が代理店の判断によるものであることが実証された場合であっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせた割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明かです。そもそも、共同ガイドラインに記載されている差別的取扱いの禁止や、NTT 再編に関する基本方針におけるNTT 東西殿とNTT コミュニケーションズ殿の共同営業禁止の本来の趣旨からすれば、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は決して認められるべきでないことから、NTT 東西殿・NTT ドコモ殿に、自社に課されている規制の趣旨を代理店に周知・理解をさせるとともに、代理店による排他的なセット販売行為を行わせないよう監督義務を負わせる等の追加的なルールを整備すべきと考えます。</p>	
KDDI株式会社	<p>NTT東・西は、県域等子会社や代理店等を通じたNTT東・西、NTTドコモ及びNTTコム等のサービスの一体営業について、県域等子会社によるドコモの携帯電話販売は県域等子会社の判断で実施している、また、県域等子会社・量販店・代理店等はNTT東・西、NTTドコモ及びNTTコム等と個別に代理店契約等を締結しているだけであり、フレッツとOCN／ドコモの一体割引等の営業活動は、代理店等が自らの営業戦略として実施している、旨の説明を行っていますが、これらの営業活動により、事実上、全国あまねく様々な販売店でNTTグループ各社サービスの一体営業が展開されているものと考えられます。それにもかかわらず、県域等子会社・量販店・代理店等によるこれらの営業活動は、現行のNTTグループに対する公正競争ルールでは直接禁止されるものではないという理由で、これまで十分に措置が講じられていません。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>このような事態を許容すると、NTTグループ各社が個別に代理店契約を締結すればあらゆるグループ一体営業が事実上可能となるため、総務省は、全ての契約において営業情報に関するファイアーウォール等が担保されているか、NTT東・西、ドコモからの受託業務間の内部相互補助が行われていないか等の、適正な運用がなされているかを検証できる情報を県域等子会社から収集し報告するよう、NTT東・西に要請すべきです。また、NTTグループ各社と量販店・代理店等との間の運用についても、同様の措置を講じていただきたいと考えます。</p>	
<p>ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社</p>	<p>一昨年度来、本制度において、一部のドコモショップにおける NTT 東西殿のフレッツサービスの営業やフレッツサービスと携帯電話とのセット販売等の実態について指摘しています。この状況は、今年度においても、依然として継続しており、代理店を介した実質的な排他的営業行為が実施されているものと考えます。</p> <p>この点について、総務省殿は、当事者が代理店であれば直ちに排他性があるとは言えないとし、昨年度の検証結果においては注視事項としていますが、ドコモショップについては、専ら NTT ドコモ殿の製品、サービスを取り扱う店舗であり、NTT ドコモ殿の顧客窓口を担っていることから、NTT ドコモ殿の顧客対応部門と同一のもののみならずことが可能であり、さらに、競争事業者がドコモショップに対して自社商品の取り扱いを依頼することは現実的には考えられないこと等から、代理店が運営するものであっても、ドコモショップは NTT ドコモ殿の一部とみなし、NTT ドコモ殿本体と同等の禁止行為規制を適用する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、ドコモショップにおける NTT グループ他社商品の取り扱いを</p>	<p>本件についてはドコモショップを運営する代理店が、NTTドコモとの代理店契約とは別に、当社との販売代理店契約に基づきフレッツ光を取扱っているに過ぎず、当社とNTTドコモとの間に共同の営業行為はありません。</p> <p>また、ドコモショップ等の販売代理店がどの商品を取り扱うか、どのようなサービスを組合せた販売を行うかは、販売代理店自らの営業戦略に基づくものであり、電気通信事業法の禁止行為規制、日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件等の対象となるものではなく、販売代理店の経営の自主性を損ねるような措置は不要であると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>禁止する措置が必要であり、少なくとも、NTT ドコモ殿における顧客情報を用いての NTT グループ他社商品の営業禁止等の情報のファイアーウォール確保、及び NTT グループ商品同士を組み合わせるのセット割引の禁止措置が必要と考えます。</p> <p>これらの事案が代理店の判断によるものであっても、こうした市場支配力を有する事業者が提供するサービス同士を組み合わせる割引サービス等の提供の結果、競争原理が機能しなくなることは明らかであり、そもそも、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(以下、「共同ガイドライン」という。)」に記載されている差別的取扱いの本来の趣旨からすれば、代理店の判断に基づくものであっても、これら競争阻害性を有する販売行為は認められるべきではありません。従って、NTT 東西殿及び NTT ドコモ殿に、代理店による排他的なセット販売行為を禁止するよう監督義務を負わせる等の追加的なルール整備を早急に行うべきと考えます。</p>	
<p>ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社</p>	<p>弊社共調べによると、県域等子会社運営の一部の販売店において、今年度も引き続き、NTT ドコモ殿の携帯電話を販売する行為が見られます。</p> <p>県域等子会社における上記行為は、昨年度検証結果の総務省殿の考え方においても、「NTT 東西に対しては、指定電気通信設備制度に基づく禁止行為規制及びNTT グループに係る累次の公正競争要件(活用業務認可制度に係るものを含む。)が適用されるものの、その趣旨が当該禁止行為規制等の直接的な対象とならない県域等子会社において徹底されない場合は、結果として公正競争が確保されない可能性がある。」とし、公正競争阻害の恐れが指摘されているところです。</p> <p>本件については、一昨年度と昨年度の検証において、NTT 東西殿と県域等子会社の役員人事兼務の報告を行うよう指導が出されていますが、人事情報の報告のみではいかなる効果も期待できず、現に本事案が何ら改善も無い</p>	<p>県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映されております。</p> <p>会社の形態に関わらず、当社の業務を委託する際には、当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、公正競争マニュアルの整備及び研修等を徹底していることから、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>なお、県域等子会社が、当社が委託した業務とは別に独自に実施する業務については電気通信事業法の禁止行為規制等の対象となるものではありません。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>まま3年にも渡り、放置されている状況がそれを証明しています。</p> <p>加えて、指導の結果、NTT東西殿が実施している報告内容自体、一切公表もされず、総務省殿の評価等も示されていない状況であり、外部からその内容を客観的に検証できない状況にある点も問題です。</p> <p>そもそも、NTT東西殿の完全支配下にある県域等子会社のような100%子会社の行う行為は、実質的に親会社の行為に等しいと捉えることができ、それら子会社を通じて、事業法第30条第3項第2号で禁止されている「特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること」に該当する恐れのある行為を行わせていることは、明らかな脱法行為であると考えます。</p> <p>従って、NTT東西殿に対し、子会社を通じた脱法的なサービス販売を禁止させる規制を課す、若しくは県域等子会社にもNTT東西殿と同様の禁止行為規制を適用する等、県域等子会社を通じた排他的な一体営業等を禁止するための措置を講じる必要があると考えます。</p> <p>以上の点を踏まえ、今年度においては、NTT東西殿の報告に対する総務省殿の評価や兼務の状況を公表する等、情報開示の措置を講じた上で、NTT東西殿と県域等子会社との役員兼任を禁止する等の厳格なルールを定めることが必要不可欠と考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>NTT東日本－東京南のように、県域等子会社の代表取締役をNTT東日本の常務取締役東京支店長役員が兼務するという事例が多く見受けられます。このように県域等子会社の役員をNTT東・西本体の役員が兼務するという一体経営の下、県域等子会社は、NTT東・西のフレッツ等のサービス販売をする一方、自らが100%出資する携帯ショップによってNTTドコモの携帯販売を行っています。このように、禁止行為等の規制がかからない県域等子会社を軸として、NTT東・西とドコモサービスの一体営業が行われているのが実態です。（*）</p> <p>（*）その他、例えば、NTT東日本の北海道支店は現存しているにも関わらず、当該支店のHPが閉鎖され、県域等子会社であるNTT東日本－北海道のHPに統合される等、NTT東・西の組織自ら県域等子会社と一体と捉えているような事例もあります。</p> <p>＜略＞以上のように、全国レベルで展開されているNTT東・西と県域等子会社の一体経営や、県域等子会社等を隠れ蓑にしたグループ一体営業の実態に鑑みると、もはや公正競争上の問題が発生しないか等を引き続き注視するような状況ではなく、このような現行ルールを潜脱するような事例を抜本的に改善するため、例えば、県域等子会社等を通じた一体営業の禁止や「NTT」ブランドの使用禁止等、実効性ある措置が講じられるべきであると考えます。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p> 県域等子会社のその営業活動をみますと、NTT東西殿サービスだけではなくNTTドコモ殿サービスの商品販売している実態(別紙4)があります。 </p> <p> このような状況は、日本電信電話株式会社の移動体通信業務の分離の際における公正有効競争条件内の「(2)取引条件等 NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。」の規定を形骸化させているものと考えます。 </p> <p> 県域等子会社に対するこのような指摘は、本競争セーフガード制度開始以来継続的に各社より行われ、検証結果においても公正競争確保の観点から注視する事項として指定されており、その問題点の大きさは広く認識されているところだと考えます。また、総務省殿から要請された内容は役員兼任状況の報告のみに留まっており、懸念は一切払拭されていない状況です。したがって本年度においては、従来の措置から更に踏み込み、あらためて【必要な措置】に掲げる対応を検討すべきであると考えます </p> <p> 【必要な措置】 </p> <p> 県域等子会社に対してNTT東西殿の特定関係事業者に指定することにより、NTT東西殿と県域等子会社の役員兼任を完全に禁止し、NTT東西殿との一体的な経営・営業活動を分離する必要があると考えます。 </p>	

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>本意見書の各項目で指摘しているとおり、NTT グループにおいては役員の人事交流や営業部門の統合等に見られるグループ会社間の連携が加速度的に進展しているところであり、これらの行為が直ちに禁止行為や公正競争要件に違反するものではないとしても、グループの連携強化を目的とするものに他ならず、NTT グループの分離分割の趣旨を形骸化させていることは明らかです。</p> <p>また、NTT 東西殿の営業活動を受託している県域等子会社や、NTT 東西殿が実施する場合に認可が必要なISP 事業を全国で提供しているNTT-ME 殿の存在等、NTT 東西殿の業務を代替する役割や、当該業務とサービス連携を図る役割を他のグループ会社が担うケースが近年増大している点も見逃せません。</p> <p>公正競争の観点で、NTT 東西殿と特に強い関係性を有するグループ会社について、人事面、取引面の規定を行うという特定関係事業者制度の趣旨に照らして考えれば、前述の環境変化等を踏まえ、速やかに特定関係事業者の拡大を行うことが必要と考えます。なお、その際は、NTT ドコモ殿、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下、「NTT データ」という。)殿、NTT-ME 殿等の電気通信事業者はもちろんのこと、県域等子会社やNTT ファイナンス殿等の非電気通信事業者も含め、その範囲を拡大すべきと考えます。</p>	<p>県域等子会社への業務の委託は、経営の効率化を図る観点から行っているものであり、こうした経営努力の成果は、お客様サービスの向上、更にはユーザ料金や接続料金の低廉化にも反映されております。</p> <p>会社の形態に関わらず、当社の業務を委託する際には、当社からの委託業務で知り得た情報の目的外利用の禁止について業務委託契約に規定する等、適切な措置を講じるとともに、公正競争マニュアルの整備及び研修等を徹底していることから、公正競争上の問題は生じていないものと考えます。</p> <p>したがって、県域等子会社を特定関係事業者に指定する必要はないと考えます。</p> <p>また、当社は他事業者との接続や取引において、指定電気通信設備に係る禁止行為等の法令を遵守しており、公正競争上の問題は生じていないことから、NTTドコモやNTTデータ等に特定関係事業者の指定対象を拡大する必要はないと考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
イー・アクセス株式会社 イー・モバイル株式会社	<p>県域等子会社に対してNTT東西殿の特定関係事業者指定により、NTT東西殿と県域等子会社の役員兼任を完全に禁止し、NTT東西殿との一体的な経営・営業活動を分離する必要があると考えます。</p>	
ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	<p>2009年度会計より指定電気通信役務損益明細表において、FTTHサービスの区分切り分けが実施されることとなっていますが、NTT東西殿による不当な内部相互補助を早期に検証するため、総務省殿はさらに次の3点の措置を追加して実施すべきと考えます。</p> <p>①NTT東西殿に過年度を含めた当該会計データの提出を法対応に先立って求め、その内容を公表する</p> <p>②費用の明確化を図るべく、指定電気通信役務損益明細表における営業費用について費用区分を細分化(例えば「顧客営業」「宣伝」等)する</p> <p>③NTT東西殿における設備管理部門と設備利用部門のそれぞれについて、会計データを分計しての提出を求め、公表する</p>	<p>FTTHサービスの収支については、「電気通信事業における会計制度の在り方に関する研究会」における約1年間(2006年11月～2007年10月)の議論の結果を踏まえ、2009年度会計から指定電気通信役務損益明細表において区分して開示するよう、電気通信事業会計規則が改正されたところであり、2009年度会計から、収支の算定・開示ができるよう、現在、準備を進めているところです。</p> <p>また、当社は、指定設備管理部門・指定設備利用部門間の内部相互補助のモニタリング及び接続料の原価算定に必要な基礎データの整備を目的とする第一種指定電気通信設備接続会計規則に基づき、適正に接続会計を整理し、毎年7月に公表しております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社	<p>2008年12月16日に情報通信審議会で諮問された「実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定」における作業単金は、NTT東日本殿:6,213円/時間、NTT西日本殿:6,179円/時間として認可されていますが、一方で、一般的な通信工事技術者の作業単金は3,525円/時間となっており、1時間単位で比較すると約2,600円も高額な水準となっています。</p> <p>本件については、NTT東西殿からは、昨年度の本制度における再意見において、「作業単金については、労務費単金のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでいるものであり、現場管理費及び一般管理費の諸経費（法定福利費、福利厚生費、退職金等）を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と弊社の作業単金の水準を比較されている点については、内容が異なる」と意見をされていますが、NTT東西殿の作業単金の内訳の中から、物件費、管理共通費等を除いた①労務費単金:4,160円/時間※16と、一般的な通信工事技術者の作業単金:3,525円/時間※17を比較するだけでも、635円(4,160円-3,525円)もの差があることから、NTT東西殿の作業単金は一般的な水準に比して高いと考えます。なお、仮にNTT東西殿の作業単金と一般的な作業単金とでは内容が異なるため比較が出来ないのであれば、競争事業者の立場から客観的な検証が出来るよう、NTT東西殿にて比較可能な数字を開示すべきです。</p> <p>また、本制度の評価結果においては、総務省殿より、NTT東西殿における作業単金については、アウトソーシング等による労務費・管理共通費等の削減効果が反映されており妥当性を損なっているとは認められない旨の考え方が示されていますが、本効率化のみをもって妥当性を損なっていないと結論付けるのは早計であり、詳細な調査を省略すべきではないと考えます。</p> <p>本件については、本来、NTT東西殿として実現すべき効率化がなされず、標準より高額と思われる作業単金を基に、接続事業者等に請求がなされるとい</p>	<p>当社の作業単金は、労務費のほかに物件費、管理共通費、退職給与費等を含んでおり、現場管理費及び一般管理費の諸経費（法定福利費、福利厚生費、退職金等）を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と比較することは不適切であると考えます。</p> <p>また、当社の労務費は法定福利費等の諸経費を含んでおり、諸経費を含まない「建設物価」上の通信工事技術者賃金と比較することは不適切であり、当社の労務費から諸経費を除いた場合には、上記の通信工事技術者賃金と変わらない水準にあると考えております。</p> <p>なお、当社の作業単金については、当社決算値を基にアウトソーシング等による労務費等の削減効果を既に織り込んで算定しており、当社の業務実態と効率化効果を反映した適切な料金であると考えております。</p> <p>当社としては、今後とも、一層の経営の効率化に取り組む所存です。</p>

意見提出者	該当部分	再意見																										
	<p>う問題のみならず、NTT東西殿から各種グループ関連会社等への業務委託が行われることにより、資金のグループ内留保等が可能になるという構造上の問題も生じていると考えます。・これらについては、公正競争上、極めて問題が大きいことから、総務省殿においては、NTT東西殿の作業単金の適正性について、既存の接続料認可プロセスのみならず、本制度を契機とした追加的検証を改めて行い、NTT東西殿において更なる効率化に向けた措置を講じるよう指導すべきです。</p> <p>※16 【NTT 東西殿 1 人 1 時間あたり作業単金(平日昼間)】(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="400 694 1081 1236"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">金額</th> </tr> <tr> <th>NTT 東日本 殿</th> <th>NTT 西日本 殿</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①労務費単金 (平日昼間・1 時間)</td> <td>4,160</td> <td>4,148</td> </tr> <tr> <td>②物件費</td> <td>973</td> <td>1,078</td> </tr> <tr> <td>③管理共通費</td> <td>1,057</td> <td>935</td> </tr> <tr> <td>④退職給与費</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>⑤報酬</td> <td>12</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>⑥利益対応税</td> <td>6</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6,213</td> <td>6,179</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「実際費用方式に基づく平成21年度の接続料等の改定」より)</p>	区分	金額		NTT 東日本 殿	NTT 西日本 殿	①労務費単金 (平日昼間・1 時間)	4,160	4,148	②物件費	973	1,078	③管理共通費	1,057	935	④退職給与費	5	0	⑤報酬	12	13	⑥利益対応税	6	5	合計	6,213	6,179	
区分	金額																											
	NTT 東日本 殿	NTT 西日本 殿																										
①労務費単金 (平日昼間・1 時間)	4,160	4,148																										
②物件費	973	1,078																										
③管理共通費	1,057	935																										
④退職給与費	5	0																										
⑤報酬	12	13																										
⑥利益対応税	6	5																										
合計	6,213	6,179																										

意見提出者	該当部分	再意見												
	<p>※17 【一般的な通信工事技術者の1人1時間あたり作業単金(平日昼間)】(単位:円)</p> <table border="1" data-bbox="405 501 1032 799"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①基本給相当額</td> <td>非公開</td> </tr> <tr> <td>②基準内手当</td> <td>非公開</td> </tr> <tr> <td>③賞与(臨時の給与)</td> <td>非公開</td> </tr> <tr> <td>④実物給与</td> <td>非公開</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,525</td> </tr> </tbody> </table> <p>(「建設物価」2009・6月号 通信工事技術者賃金実態調査 関東地区の監督又は主任の賃金平均額 28,200円/日(8時間)より算出)</p>	区分	金額	①基本給相当額	非公開	②基準内手当	非公開	③賞与(臨時の給与)	非公開	④実物給与	非公開	合計	3,525	
区分	金額													
①基本給相当額	非公開													
②基準内手当	非公開													
③賞与(臨時の給与)	非公開													
④実物給与	非公開													
合計	3,525													
<p>ソフトバンクB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>接続事業者の直収電話サービスの提供の際に接続を行うNTT東西殿のDSL等接続専用サービス(ドライカップ)のジャンパ切替工事費(1,200円)については、利用者から見て、同じ電話サービスであるにも係らず、NTT東西殿において加入電話サービスを提供する際の当該工事費(1,000円)との間に差異が生じています。</p> <p>このことは、NTT東西殿における契約内容の違い(加入電話サービス及びDSL等接続専用サービス)に起因していますが、この水準差についてはDSL等接続専用サービスにおいては、DSLサービスに特有の理由による提供不可(リンクNG)の発生を反映したものと説明をNTT東西殿より受けています。</p>	<p>当社は、DSL等接続専用サービス(ドライカップ)の利用用途を限定していないため、接続事業者はそれを用いてDSLサービス、アナログ電話サービス、ISDNサービス等を自由に提供することが可能となっていることから、DSL等接続専用サービス(ドライカップ)として、リンクNGの発生を反映したジャンパ切替工事費を適用しています。また、当社の料金計算等のシステム上、接続事業者が提供するサービスによって異なる水準のジャンパ切替工事費を適用する仕様にはなっていません。その旨、ソフトバンク殿にもご説明させていただいた上で、双方合意して現在の契約を締結して</p>												

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>しかしながら、接続事業者の直収電話サービス(DSL重畳なし)の提供においては、DSLサービスと異なり、リンクNG等の事象は発生しておらず、物理的に実施している工事もNTT東西殿の加入電話サービスと同内容であり、DSLサービスと同額の工事費を適用する理由は無いものと考えます。また、結果として接続事業者の電話サービスに対し高額な工事費を請求しているこのような状況は、公正競争上、極めて問題であると考えます。</p> <p>従って、総務省殿においては、本件に関する調査を行い、料金の不平等を早急に是正するよう指導を行うべきと考えます。具体的には、NTT東西殿のDSL等接続専用サービスのジャンパ切替工事費について、直収電話サービス用とDSLサービス用で、個別に料金設定を行う等により、NTT東西殿の加入電話サービスと接続事業者の直収電話サービスの工事費を同額とするよう指導を行うべきであると考えます。</p>	<p>いるところであるため、特段公正競争上の問題はないものと考えます。</p>
<p>ソフトバンクB B株式会社 ソフトバンクテ レコム株式会 社 ソフトバンクモ バイル株式会 社</p>	<p>ADSL(電話加入権不要タイプ)の契約変更手続きにおいて、競争事業者間で切り替えを行う場合は利用者の解約手続きなく契約変更が可能ですが、NTT東西殿の「フレッツADSL」が関わる場合は一度解約手続きが必要となります。このため、利用者にとっては手続きが煩雑となり、契約手数料が追加的に発生することで利用者利便が損なわれるばかりか、競争事業者の顧客獲得にも影響を及ぼしています。</p> <p>このことは、NTT東西殿における契約内容の違い(IP通信網サービス及びDSL等接続専用サービス)に起因していますが、ドライカッパ部分の物理的な構成は同様であり、IP通信網サービスとDSL等接続専用サービスの変更について、契約を移行させる扱いとする契約約款の変更や業務フローの見直し等により、NTT東西殿の「フレッツADSL」が関わる変更の場合でも、利用者の解約手続きなく継続利用することが可能と考えます。</p>	<p>他事業者間でDSLサービスの切り替えを行う場合であっても、フレッツADSLと他社DSLサービスとの間で切り替えを行う場合と同様、お客様は、切り替え前の事業者のDSLサービスの廃止申込みを行うことになるため、ソフトバンク殿の「競争事業者間で切り替えを行う場合は利用者の解約手続きなく契約変更が可能だが、NTT東西のフレッツADSLが関わる場合は一度解約手続きを行う必要があるため、利用者にとっては手続きが煩雑となること」で利用者利便が損なわれる」とのご指摘はあたらないと考えます。</p> <p>また、お客様が新たに他社DSLサービスをご利用される場合、フレッツADSLからの切り替えであるか否かを問わず、当社側で、DSL回線に係る情報を当社のDSL回線管理システムに登録す</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>利用者の利便性向上及び公正競争環境確保の観点から、事業者間の契約変更における不平等について早急に是正を行うべきであることから、総務省殿においては、NTT東西殿に対して、詳細な調査を行うとともに、契約約款の変更等に係る指導を行うべきと考えます。</p>	<p>る作業等が発生するため、当社は他事業者に「DSL回線設置手続費」をご負担いただくこととしていますが、他事業者が当該手数料をお客様に転嫁するか否かは、各事業者の判断によるものと考えます。</p> <p>なお、当社のフレッツADSLに切り替える場合、当社は、お客様に対して契約手数料をご負担いただくこととしています。</p>
<p>ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社</p>	<p>NTT-NGN においても、そのIP 網は県内・県間を一体的に提供するサービスであり、こうした業務範囲規制の趣旨からすれば、本来であればNTT 東西殿以外の事業者が提供すべきところ、NTT 東西殿は活用業務を用いて、独占的な市場シェアを持つFTTH アクセス網とIP 網を一体として構築しています。この結果、ISP事業者はアクセス網としてNTT-NGN を選択せざるを得ず、公正な競争環境を確保することができない状況にあるところですが、現在、このNTT-NGN 上でのIPv6 インターネット接続サービスの提供方式の一つとして、選定された3 社のみが接続事業者としてエンドユーザにIPv6 アドレスを付与するという「ネイティブ方式」が議論されています。</p> <p>これについては、そもそもNTT-NGN 自体が公正競争上の問題を孕んでいること、及びNTT-NGN 上でIPv6のネイティブ接続が可能な事業者が3 社に制限されていること等に鑑み、公正競争上、必要な措置が取られるべきと考えます。</p> <p>具体的には、NTT 東西殿及びその100%子会社は当然のこと、NTT 東西殿と直接的・間接的かを問わず資本関係のある会社がネイティブ事業者として</p>	<p>ネイティブ接続事業者の選定にあたっては、できる限り多くのお客様にIPv6インターネット接続サービスをご利用いただけるようにすることで、お客様の利便性向上を図る観点から、ネイティブ接続事業者を選択する各ISP事業者の契約数の合計が多い順に選定を行うこととしたところであり、当社としては、当社との資本関係の有無に関わらず、契約数の多い順に選定を行うことが適当であると考えております。</p> <p>(2009年8月6日 接続約款変更認可)</p> <p>なお、当社は、これまでも法令や接続約款等に基づき、自社や自社グループ会社と他事業者を内外無差別に取り扱ってきたところであり、今回も同様に対応していく考えです。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>NTT 東西殿と接続を行うことについても、ISP 市場において最も大きなシェアを持つNTT グループ会社の存在やNTT 持株殿を基軸としたグループの一体的な経営戦略、その他ブランド力等によるNTT グループの市場支配力が与える影響を総合的に勘案すると、公正競争上の問題が非常に大きいため、これを明確に禁止する必要があると考えます。</p> <p>(KDDI P11)</p> <p>現在、NGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款変更認可申請が行われておりますが、NTT東・西の子会社がネイティブ接続事業者となることは、脱法的にNTT東・西自身がISP事業を行うことと同義となり、NTT法の趣旨に反するものであるため、絶対に認められるべきではありません。また、NTT東・西の特定関係事業者であるNTTコムや、NTT持株会社傘下の事業者についても、一体的な営業等を禁じたNTT再編成の趣旨に反し、公正競争を阻害するものとなるため、ネイティブ接続事業者として認められるべきではありません。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>現在、NGNのIPv6インターネット接続に係る接続約款変更認可申請が行われておりますが、NTT東・西の子会社がネイティブ接続事業者となることは、脱法的にNTT東・西自身がISP事業を行うことと同義となり、NTT法の趣旨に反するものであるため、絶対に認められるべきではありません。また、NTT東・西の特定関係事業者であるNTTコムや、NTT持株会社傘下の事業者についても、一体的な営業等を禁じたNTT再編成の趣旨に反し、公正競争を阻害するものとなるため、ネイティブ接続事業者として認められるべきではありません。</p>	
個人	<p>NTT の行為は、全体として見れば、有利な立場を利用して競争相手を実質的に排除するように邪魔をしているのではないかとの印象を持ちました。ユーザー側として気になるのは次の点です。</p> <p>①電話番号が変わると言われたら、困るのが普通ですから、うまくそうなるように誘導して、他社に流出しないよう顧客を囲い込んでいるのではないか？ （私は、単身ですので、私だけの都合で電話番号を変えられたのですが、家族などいれば、まずできなかったと思います。）</p> <p>②工事代を過大に伝えたり、本来は不要である立会を求めることで、他社への切り替えを考え直すように利用しているのではないか？ （働いている身にとっては、平日の昼に立会を求められるのは非常に困ります。）</p> <p>③いったん固定電話に戻さないと、他社に持ち歩けないような番号ポータビリティでは、NTTだけが事前に顧客の動きを把握できてしまい、妨害的行為をやや引き留めを可能にしてしまうため、実質的にNTTを競争上有利にしておき公正の観点からおかしいのではないか？</p>	<p>現行の番号ポータビリティは、加入電話における仕組みを利用しているため、新規契約当初から当社のひかり電話や他事業者のIP電話サービスをご利用されているお客様については、その後他のOAB～J 番号電話サービスに移行する際に、番号ポータビリティを利用することができない状況です。</p> <p>もともと加入電話をご利用されていたお客様が、番号ポータビリティを利用して、ひかり電話または他事業者のIP電話サービスを利用されている場合には、再度、加入電話の番号ポータビリティの仕組みを利用して、電話番号を変えずに他のOAB～J 電話サービスに移行できるようになっています。</p> <p>その際、お客様は一旦加入電話に戻す申込みをすることなく、直接他のOAB～J 電話サービスに移行することが可能となっています。</p> <p>したがって、加入電話の開通に係る派遣工事費や工事立会等は不要であり、KDDI殿が、ご指摘のような「同一番号を利用する</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>具体的な意見としては次のとおり</p> <p>①現在の指摘には、上述のような問題に対する指摘はないが、競争セーフガードの運用で、「既存の番号ポータビリティの仕組みを活用すること。」等に違反する行為として NTT を指導できないのか？</p> <p>②違反とは言えないとしたら、競争セーフガードの規定を変更し、上記のような対応をしない(できない)ように指導できないのか？</p>	<p>ためには、一度加入電話に戻さなければならない」等のご説明をされているとすれば、間違ったご説明をされていることとなります。KDDI殿の誤った説明・案内によって、本件と同様のトラブルが、他にも当社に寄せられているところであり、当社としては、お客様に誤解を与えるような説明・案内がなされないよう、KDDI殿において必要な対応を行なっていただきたいと考えます。</p> <p>なお、今後IP電話の普及拡大に伴い、新規契約当初から当社のひかり電話や他事業者のIP電話サービスをご利用されている場合についても相互間で、番号ポータビリティが実現されることが望ましいことから、NGNの活用業務認可条件において、「自社のIP電話サービスと他事業者のOAB～J番号IP電話サービスとの間の相互の同番移行が可能となるような番号ポータビリティの仕組みの実現について検討を行う」とされているとおり、今後、当社としては、OAB～J電話サービスを提供されている事業者とともに、その実現に向けて、検討を行っていきたいと考えております。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>電気通信利用についての相談及び指導を行うこと等により「電気通信事業の一層の発展と電気通信利用者の利便の増進をはかり、もって我が国経済社会の発展に寄与することを目的」とした、公益法人である(財)日本電信電話ユーザ協会は、NTTグループのOBが本部の役員に就任し、現役のNTT東・西、NTTドコモの役員・支店長等が地方の協会の理事・顧問等の構成員となっており、実質的にNTTグループ傘下にあると言えます。全都道府県に組織される同協会の支部の事務局は、NTT東・西の支店か県域等子会社のいずれかに設置されており、更に、三者(日本電信電話ユーザ協会、NTT東・西の支店、県域等子会社)が一体となって、会員に対してNTTグループ各社の商品・サービスについて割引を行う等、実質的にNTTグループ各社の営業拠点となっているように見受けられます。</p> <p>更に、同協会は、上述のような公益法人としての目的を持っているにもかかわらず、同協会の事務局が、商工会議所や地場企業等の会員に向けて、NTTグループ各社社員が講師を務めブロードバンドセミナーや講演会等を開催し、NTTグループ各社の商品・サービスのみの紹介等を行っているケース、会員特典としてNTTグループ各社の商品・サービスに係る割引サービスを取り次いでいるケース、また、公社時代から継承する顧客基盤を元に作成された電話帳に掲載される広告の割引を行っているケース等が見受けられ、NTTグループのみの営業活動を行うことを目的とした組織となっていることが懸念されます。(＊)</p> <p>このように、全国都道府県の各支部や各地区協会の事務局がNTTグループ各社の営業拠点となることで、県域等子会社をはじめとするNTTグループ各社間での内部相互補助、情報共有及び共同営業が行われていることが懸念されます。これらの活動内容は、NTTグループ各社が同協会を通じて、電気通信事業法第29条第1項の「電気通信事業者が特定の者に対し不当な差</p>	<p>本件は、財団法人である「日本電信電話ユーザ協会」の活動に係るものであり、主務官庁による監督等の定められた規範に則って適正に指導・監督されていることから、そもそも競争セーフガード制度における検証の対象外であると考えます。</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>別取扱いを行っている」、「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害している」等に該当する可能性があると考えられるため、より踏み込んだ検証を行うことが必要と考えます。</p> <p>また、同協会の平成21年度事業計画によれば公益財団法人としての認定申請が計画されていますが、上述のように、同協会において実質的に特定の事業者グループの営業活動が行われていることが懸念されます。2008年度の検証結果において、総務省より、「(財)日本電信電話ユーザ協会の事業活動については、引き続き『公益法人の設立許可及び指導監督基準』に基づいた適切な指導監督に努めていく」との考え方が示されていますが、指導状況を公表し、適切な指導監督を引き続き行って頂くよう改めて要望いたします。</p> <p>(*) 具体的事例</p> <p>① 日本電信電話ユーザ協会では、主な会員特典として、「NTTグループ会社が提供しているサービス・商品の一部」を「会員向けに特別価格で提供」。</p> <p>例えば、NTTドコモの携帯電話料金の大幅な割引、Bフレッツ等の(奨励金制度による)割引、電話帳/iタウンページ広告料の割引、NTT電柱広告の割引、ぷらら(Bフレッツ対応コース等)入会初期費用の割引等があり、NTTグループ各社間の内部相互補助等が懸念される。</p> <p>② 日本電信電話ユーザ協会では、定期的にイベントが開催され、NTTグループ各社が同社のサービスを訴求しており、財団の活動内容がNTTの受注に繋がっている可能性もある。これは実質的な共同営業とも考えられる。</p>	

意見提出者	該当部分	再意見
KDDI株式会社	<p>公衆電話の利用者の便益増進を図ること、国民生活の充実に資するとともに電信電話事業の発展に寄与することなどを目的に、公益法人として認可された財団法人(日本公衆電話会)が、昨年度に引き続き、実質的に特定事業者(NTT東・西)の競争サービス(フレッツ光等)の営業活動を行っている事例が見受けられます。</p> <p>また、同会の平成21年度事業計画において、「公益財団法人にふさわしい事業活動の追求」が基本方針として掲げられていますが、上述のように、同会において実質的に特定事業者の営業活動が行われていることが懸念されます。2008年度の検証結果において、総務省より、「(財)日本公衆電話会の事業活動については、引き続き『公益法人の設立許可及び指導監督基準』に基づいた適切な指導監督に努めていく」との考え方が示されていますが、指導状況を公表し、適切な指導監督を引き続き行って頂くよう改めて要望いたします。</p> <p>更に、ユニバーサルサービスとして基金補助を受けている公衆電話事業からフレッツ光等への内部相互補助等が行われていることも懸念されるため、より踏み込んだ検証を行い、実態を把握することが必要であると考えます。</p>	<p>本件は、財団法人である「日本公衆電話会」の活動に係るものであり、主務官庁による監督等の定められた規範に則って適正に指導・監督されていることから、そもそも競争セーフガード制度における検証の対象外であると考えます。</p>
株式会社ケイ・オプティコム	<p>2007年度・2008年度の検証結果をもとに、NTT東西に対して二度にわたりに行政指導がなされましたが、当該指導に対して、NTT東西が実施した措置は、全て「文書による指示」「会議における周知徹底」といった一過性のものであることから、継続的に遵守徹底が図られるとは到底思えません。</p> <p>コンプライアンス徹底を図る場合、社内規定化や管理組織の設置等によって、継続的な取組みを推進することが一般的であることから、NTT東西においても、同様の組織的な対策を行う等、第三者からみても実効性が期待でき、また納得性のある措置を講じるよう改めて指導すべきであると考えます。</p>	<p>当社は、従来より事業法等の法令及び各種ガイドラインを遵守して事業活動を行っていることから、公正競争上の問題は特段生じていないと考えており、昨年度の検証に基づく要請事項は、2007年度と同様、当社に公正競争遵守の再確認を要請したものであったと考えています。</p> <p>また、昨年度の「競争セーフガード制度に基づく検証結果(2008年度)」(2009年2月25日総務省)に記載された事例については、当社が不適切な行為を行ったとする論拠として不十分であり、他</p>

意見提出者	該当部分	再意見
	<p>仮に、NTT東西自身において、従前以上の措置がとられないならば、継続的な取組みを促すことを目的に、総務省殿から、過去の指導内容を累積して、毎年指導を行うことも検討すべきであると考えます。</p>	<p>事業者による意見はいずれも具体的な根拠がなく、何ら立証がなされておりません。</p> <p>具体的に公正競争上の問題が生じていないにもかかわらず措置を要請することは、あたかも当社が不公正な行為を行っているかのような誤解を生じせしめ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を及ぼします。実際、検証結果案の公表に際して、「独占的地位利用し営業」(2008年12月24日読売新聞)、「独占地位で光回線営業」(2008年12月25日東京新聞)等の報道がなされ、当社の企業イメージ、営業活動に多大な影響を与えました。</p> <p>したがって、具体的な不適正事例が新たに生じている等の事実がないにもかかわらず、更なる措置等を求めるとする意見は、そもそも意見として取り上げるべきではないと考えます。</p>
		<p>(追加意見)</p> <p>ソフトバンクモバイル殿は、携帯電話事業者の中で最も接続料が高く、新規参入事業者であるイー・モバイル殿と比較しても約2割も高い接続料を設定しています。</p> <p>また、ほとんどの固定電話事業者は当社と同水準の接続料を設定していただいておりますが、KDDI殿は、当社の接続料が高いと主張されている一方で、自社サービスの接続料については、当社接続料よりも高い接続料を設定しています。</p> <p>このような割高な接続料を設定しているソフトバンクモバイル殿やKDDI殿は、自社やグループ内の通話料を無料とするサービスを提供しており、無料サービスの財源を、他事業者に適用する接続料を割高に設定することによって補填し公正競争を阻害してい</p>

意見提出者	該当部分	再意見
		<p>るだけでなく、他事業者ユーザの利益を不当に損ねている懸念があります。</p> <p>実際に、ソフトバンクモバイル殿は、平成20年3月期中間決算説明会において、「自社内通話や自社グループ間通話の利用者料金を無料とする一方で、自社以外の携帯電話などから着信した場合に接続料をいただけるので利益を出すことができる。」(ソフトバンク社公式ホームページより)と説明されています。</p> <p>したがって、今年度の検証にあたっては、ソフトバンクモバイル殿やKDDI殿における自社内(グループ内)の取引条件が、他事業者との間で公平となっているか否か検証していただきたいと考えます。</p>